水道料、十月検針分から新しい料金に

改定幅は極力おさえて

九月市議会定例会で、水道料金などの改定を盛った水道条例の一部改正案が認められ、新しい水道料金体系が十一月検針分（十月の使用水量）から実施されることになりました。

このたびの水道料金の改定案は、審議会の答申を受けて今年の十月から五十五年三月までの二年五か月間に見込まれる三億円の赤字を解消しようと、およそ次のようなことを骨子として市議会に提案されたものです。

○…加入金は平均三〇％の引上げを行って、千三百万円の増収をはかること

○…二千三百万円を企業努力の目標にして、水道経営の合理化をはかること。しかし目標までにいかない場合は、一般会計からの繰入れもあること

○…審議会の答申に基づいて「その他用」を「家庭併用」と「その他用（事業所、倉庫、学校など）」に分類して、十立方メートルを含めた料金にすること――などです。

この結果、値上げ率は平均にして二五・一％となりましたが、極力値上げ率を抑えることに努めたものです。

これだけ使うと……

新しい料金の早見表

●口径13㎜の家庭用・家庭併用分です。

使用量(m³)	料金(円)
10	720
12	930
15	1,245
17	1,455
18	1,560
20	1,770
22	1,980
25	2,295
30	2,820
35	3,345
40	3,870

次のようになる基本料金

（10㎥当たり）

管の大きさ(口径)	家庭用 家庭併用	その他用
13㎜	720円	1,470円
20	1,160	1,920
25	1,560	2,320
30	2,150	2,910
40	3,760	4,520
50	5,540	6,300
75		13,260
75		21,990
150		46,320

★10㎥を超える分については、1㎥当たり105円になります。

改定後の口径別加入金

13㎜	30,000円
20	75,000
25	124,000
30	190,000
40	380,000
50	641,000
75	1,705,000
100	3,459,000
150	管理者が定める

11月1日から実施されます。

11月検針の場合の料金計算（例）

（口径13㎜・一般家庭）

11月1日の検針で水量が36㎥の場合

36㎥の½ ｛9月分 18㎥／10月分 18㎥｝

（9月分旧料金）

18㎥＝｛10㎥ ＝590円／8㎥×80円＝640円｝計 1,230円

（10月分新料金）

18㎥＝｛10㎥ ＝720円／8㎥×105円＝840円｝計 1,560円

合計 2,790円が料金となります。

加入金も新料金――※十一月の申込みから

新しい料金は、この十月使用水量分から適用されます。一番上の二つの表は、口径別などにみた基本料金です。

しかし、十月使用分から新しい料金になると、こんな問題もでてきます。水道のメーター検針は、地域によって偶数月（四・六・八…月）と奇数月（五・七・九…月）というように隔月に行っています。ですから十一月になる奇数月検針地区では、九月と十月の使用水量をいっしょに読みとるため、新料金と旧料金にまたがってしまいます。このような場合には、この水量の二分の一を旧料金と新料金でそれぞれ計算して、これを合わせた額が水道料というわけです。参考までに料金計算例をあげてみました。

なお、加入金についてはやはり審議会の答申にそってすぐ上の表のように改定されることになりました。これは、十一月一日以降の工事申込み分から適用されます。

お買物、ご用命は市内で

もらってうれしい お祝い電報

「配達日指定」は10日前から受付けます。
配達日の3日以前に発信のものは150円割引きとなります

新津電報電話局

審議会の答申受けて

すすめた水道財政の健全化

では、これまでに水道財政の健全化をめざしてすすめてきたことなどについて、その経緯やらを審議会の答申を中心に簡単に説明してみましょう。

現行の水道料金は、昭和四十九年に水道事業審議会の第一次答申を受け、二か年間での赤字解消を目標に五十年四月から改定した新料金をもって、実施されているものです。

審議会は、次いで五十年に今度は業務改善策を主な内容とした提言を答申しました。この答申を受けてからは、早速に水道経営の体質改善や企業合理化にのり出しました。というのも、主に次のような思いきった措置を講じたことです。

♡…毎月検針・徴収を隔月制に切替えて実施したこと。

♡…浄水場の夜間運転勤務を三人から二人制にしたこと

♡…料金計算や収納消込み作業を電算委託にしたこと

♡…手数料や修繕料の見直しをはかったこと

♡…横越村へ給水している料金を改定したこと

♡…加入金制度を新設したこと

♡…配水管や給水施設などの修繕工事を、水道センターに委託したこと

♡…これらを実施したことによって、職員を十名減員したこと

これらは、支出経費をできるだけ節減することと、手数料や修繕料などを水道料金から補てんすることをさけて、極力原因者となる人たちから負担してもらおうとの考えによるものです。

赤字ふくらむ経営事情

ところで、何回かにわたる水道施設の拡張事業で、国などからの借入金は十九億円余にもなり、その元利償還金は毎年増加しています。（お手元にあったら九月一日号を見てください）

なかでも人件費や物件費、電力費などは、毎年一〇％近く増額しているにもかかわらず、これをまかなう水道料金は四％くらいしか増えていません。こんなことで、水の製造原価が販売価格を上回り、収支のつぐないができない現状です。現行料金で五十四年度までを推移してみると、その累積赤字は次のようになってしまいます。

52年度……四、一九三万円
53年度…一億一、三〇〇万円
54年度…一億七、〇〇〇万円
あわせて三億二、四〇〇万円

将来の水道考えて…〈審議会〉

このような水道経営の実態から、次のような要旨の最終答申を審議会から受けました。

◇…できるだけ市民の負担感を軽減することに配慮して、五十二年十月からの改定が望ましいこと

◇…現時点では、長期的な経済情勢を推移することがむずかしいため、五十四年までの二年半を改定料金のメドとすること

◇…改定幅は、加入金の値上げや一般会計からの繰入れを除いて二八・五四％以内にすること

◇…加入金は、料金の改定にあわせて約三〇％程度の値上げをこのさいすべきこと

◇…一般会計からも相当額の繰入れを行って、料金の上げ幅をできるだけ抑えるように努力すること

◇…今回の料金改定を機会に「その他用」のうち、家庭併用（旅館、食堂・食品製造など）分については、家庭用と同じく、最初の十立方メートルまで安い料金にすること。また、純然たるその他用についても、最低十立方メートルまでは基本料金に含めるように改定して、経営の安定をはかること――などです。

なお、この答申内容については、広報八月十五日号から〝水をつくる〟で四回にわたって連載しました。ご参照ください。

小合地区で―＊水圧低下の防止工事

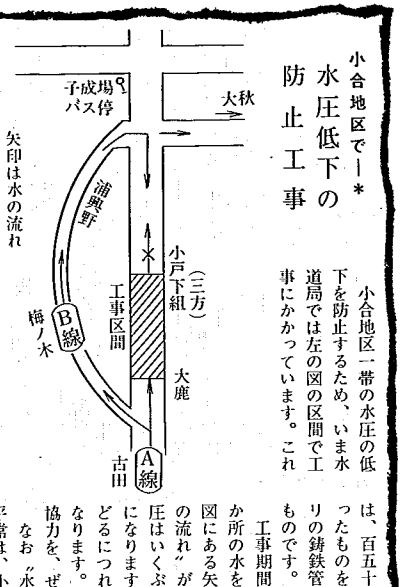

小合地区一帯の水圧の低下を防止するため、いま水道局では左の図の区間で工事にかかっています。これは、百五十ミリの石綿管だったものを、こんど三百ミリの鋳鉄管に敷設替えするものです。

工事期間中は、敷設替えか所の水を一時止めるため、図にある矢印の方向に〝水の流れ〟が変わります。水圧はいくぶん低下することになりますが、工事がはかどるにつれだんだんによくなります。工事期間中のご協力を、ぜひお願いします。

なお〝水の流れ〟ですが、平常は、小合幹線（県道内）A線（図をみてください）からと、古田―梅ノ木―浦興野線B線から小合地区に送水しています。今回は、幹線工事ですので、B線からだけで送水されることになります。

○工事の終わる日…十一月三十日

○工事区間…大鹿地内から小戸下組（三方）までの千六百メートル

○交通…一方通行などの規制も実施されます。

お買物、ご用命は市内で

止水バルブ

を取付けましょう。今年は冬が早く来そうです。凍結破裂防止に、又は漏水時に修繕に来るまで、無駄な水の流し放しのない様に、取付けてないところは直ぐに取付けましょう。取付け工事は信用のある下記水道局指定工事店に頼みましょう。

新津管工事業協同組合（修繕工事は水道センター　電(2)2738へ）

越天設備㈱	3－1611	第一建設工業㈱	2－5141	㈱宇野鉄工所	2－0075	㈲水野工務店	2－2532
㈱馬場工務所	2－0010	第一プラント㈱	2－1313	斎藤電機㈱	2－4021	㈲宮工務所	2－2662
新津衛生工業㈱	4－0176	㈱永井鉄工所	4－3311	㈲佐藤設備工業所	3－1345	㈱新保組	2－0230
㈱渡部鉄工所	2－0197	宇野工業㈱	2－1097	㈲三和住設	4－2092	大宗建設工業㈱	4－2992